

第 8 2 号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例（平成 2 4 年加東市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「別表第 2 のとおり」を「1 0 0 円」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条第 6 項を削る。

別表第 2 を削り、別表第 3 中 3 0 0 円券の項を削り、同表を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 2 号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市自家用有償旅客運送の使用料を利用区間にかかわらず一律 1 0 0 円とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 1 回の旅客運送の利用に係る使用料を一律 1 0 0 円に改める。（第 6 条及び別表第 2 関係）
- (2) 3 0 0 円券を廃止する。（別表第 3 関係）

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																
<p>(使用料等)</p> <p>第 6 条 1 回の旅客運送の利用に係る使用料は、<u>別表第 2 のとおり</u>とする。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者については、無料とする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>別表第 3</u>に定める回数券を発行することができる。</p> <p>3 前項の回数券の交付を受けようとする者は、当該回数券の交付を受ける際に<u>別表第 3</u>に定める回数券使用料を納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>回数券により旅客運送を利用する場合において、当該利用する区間に係る使用料の額と当該回数券の額面金額とに差額が生じても、当該差額は返還しない。</u></p> <p><u>別表第 2 (第 6 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">路線</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">利用区間</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">乗車地</th> <th style="width: 30%;">降車地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">米田ふれあい線</td> <td>畑、廻渚、池之内</td> <td>畑、廻渚、池之内</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 円</u></td> </tr> <tr> <td>又は上久米</td> <td>又は上久米</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑、廻渚又は池之内</td> <td>畑、廻渚、池之内及び上久米以外の地域</td> <td style="text-align: center;"><u>3 0 0 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	路線	利用区間		使用料	乗車地	降車地	米田ふれあい線	畑、廻渚、池之内	畑、廻渚、池之内	<u>1 0 0 円</u>	又は上久米	又は上久米		畑、廻渚又は池之内	畑、廻渚、池之内及び上久米以外の地域	<u>3 0 0 円</u>	<p>(使用料等)</p> <p>第 6 条 1 回の旅客運送の利用に係る使用料は、<u>1 0 0 円</u>とする。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者については、無料とする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>別表第 2</u>に定める回数券を発行することができる。</p> <p>3 前項の回数券の交付を受けようとする者は、当該回数券の交付を受ける際に<u>別表第 2</u>に定める回数券使用料を納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
路線		利用区間			使用料												
	乗車地	降車地															
米田ふれあい線	畑、廻渚、池之内	畑、廻渚、池之内	<u>1 0 0 円</u>														
	又は上久米	又は上久米															
	畑、廻渚又は池之内	畑、廻渚、池之内及び上久米以外の地域	<u>3 0 0 円</u>														

	畑、廻渕、池之内 及び上久米以外の 地域	畑、廻渕又は池之 内	300円	
きよみず線	上鴨川、下鴨川、 平木又は下三草	上鴨川、下鴨川、 平木又は下三草	100円	
	上鴨川、下鴨川又 は平木	上鴨川、下鴨川、 平木及び下三草以 外の地域	300円	
	上鴨川、下鴨川、 平木及び下三草以 外の地域	上鴨川、下鴨川又 は平木	300円	
とうじょうあ いあい線	大畑又は藪	大畑又は藪	100円	
		大畑及び藪以外の 地域	300円	
	大畑及び藪以外の 地域	大畑又は藪	300円	
		大畑及び藪以外の 地域	300円 (同日にと うじょうあ いあい線 で、大畑又 は藪から乗 車して大畑 及び藪以外 の地域で降 車した場合 は、1回に	

			限り100 円)	
福田ふくふく 線	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度又は東実	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度又は東実	100円	
	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度又は東実	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度及び東実 以外の地域	300円	
	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度及び東実 以外の地域	沢部、福吉、上 田、大門、西古 瀬、中古瀬、東古 瀬、屋度又は東実	300円	
別表第3 (第6条関係)				別表第2 (第6条関係)
回数券の種類	枚数	回数券使用料		回数券の種類
100円券	5枚	500円		100円券
300円券	5枚	1,500円		5枚
				回数券使用料
				500円

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市自家用有償旅客運送条例施行規則（平成24年加東市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

100円券

（表）

No. _____ 加東市自家用有償旅客運送 回数券 500円（100円券×5枚） 年 月 日発行 加東市
--

（裏）

1 この券は、加東市が運行する自家用有償旅客運送以外には使用できません。
2 この券は、現金との引換えはできません。
3 この券は、再発行いたしません。
4 詐欺その他不正の行為により、乗車料金の徴収を免れた者は、その乗車料金の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処せられます。

単券

No. _____ 加東市自家用有償旅客運送  加東市長 
--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に加東市自家用有償旅客運送条例（平成24年加東市条例第25号）第6条第2項の規定により発行した、この規則による改正前の加東市自家用有償旅客運送条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記様式に定める回数券（同様式に定める300円券を除く。）は、この規則による改正後の加東市自家用有償旅客運送条例施行規則別記様式に定める回数券とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則別記様式に定める100円券の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。